

令和6年度 教育民生常任委員会活動報告書

教育民生常任委員会では、2年間の活動計画を決めて下記のテーマを基本に取り組みとしました。

令和6年度に実施しました中間活動報告をまとめました。

活動内容は、下記のとおりです。それぞれの項目に委員からの評価を基に進捗状況を評価点として「見える化」しました。

教育民生常任委員会活動方針「テーマ」

1 持続可能な町の取り組み

1-1 施設の維持管理について

1-2 ごみ対策について

1-3 地域づくりについて

2 子ども・子育てを取り巻く社会

2-1 少子化対策について

2-2 子育て支援について

2-3 虐待・いじめ・不登校対策について

1 持続可能な町の取り組み

		評価点	判定	方向性
1-1 施設の維持管理について		7.0	B	次年度に申し送り
協議日	内 容			
R6.5.1	体育施設の現地視察及び勉強会			
R6.8.23	社会体育施設に係るとりまとめ			

所感・批評

指定管理者制度とは公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度です。本町もその制度を取り入れています。令和6年5月に現地（陸上競技場）を視察しました。

その結果、目に見えた公共のサービスの質の向上と持続的な提供が見えてこない状況など何点か疑問に感じる事象等がありました。

指定管理者との契約期間は2019年（令和元年）から2029年（令和10年）の10年間の契約になっています。

所管する委員会としては、自治体職員として、まずは制度自体をよく理解し、あくまで住民目線で施設の運営に目を配り、公共サービスの質の向上と持続的な提供に向けて各施設の具体的な更新計画などに取り組んでいくように、今後も定期的に現地視察を継続し、監視していきたいと考えています。

2 子ども・子育てを取り巻く社会

2-1 少子化対策について		評価点	判定	方向性
		7.9	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R6.6.12	担当課による勉強会			
R6.7.30	「少子化対策について」の視察研修 岡山県奈義町			
R6.8.23	視察研修に係るとりまとめ			

所感・批評

本町では少子化対策の目標値として出生数 178 人（令和元年）を 199 人（令和 7 年）また、合計特殊出生率 1.41（平成 30 年）を 1.42（令和 7 年）としています。

目標値を掲げて取り組むことは重要と考えますが、目標値を達成するためのプロセスこそが最も重要施策だと岡山県奈義町へ視察研修に行って痛感しました。

そこで学んだことは「少子化対策」だけでは解決できないことです。

まずはその地域に住んでもらうことから始まると考えます。そうすると次に何をしたら本町に住もうと考えるのか。縦組織だけでは非常に困難であり、予算的にも将来を見据えた計画でなければならぬ。そのためのロードマップ的なものが一つの「見える化」に繋がるものと考えます。

委員会として目標値を達成するためのプロセスを確認し、協同して取り組んでいきたいと考えています。

2-2 子育て支援について		評価点	判定	方向性
		7.0	B	次年度に 申し送り
協議日	内 容			
R6.6.12	担当課による子育て支援事業、保育士の現状に係る勉強会			
R6.7.30	「子ども医療費の無料化について」「中学校給食費の無償化について」の 視察研修 兵庫県明石市			
R6.8.23	視察研修に係るとりまとめ			

所感・批評

「少子化対策」の延長線にこの対策も必要不可欠と考えます。

視察先の明石市は「お金のバラマキ」ではなく、子どもたちに直接届く支援や首長の熱意とやる気に感銘を受けました。

また、予算を組む際に、何を削減して、その代わりにこれを取り入れるなど具体的（予算も含め）に検討する意気込みが感じ取れました。

本町の「子育て支援」は満足度 90%と非常に高くなっています。

委員会としては評する点もありますが、もう少し現実に目を向け、住民目線に立って現状把握を行い行政に提言・提案を継続していきたいと考えています。

教育民生常任委員会評価基準

委員会活動内容の進捗状況を「見える化」にするため、年度末に各委員がテーマ項目ごとに評価し、判定します。また、その平均値をもって今後の活動の方向性を示します。

評価にあたっての点数等は「1. 評価基準」のとおりです。

1. 評価基準

評価基準	評価 点数	委員（7人）の 評価平均点数	判定	方向性
目的を十分または概ね達成した。	10	9.1 点以上	A	完結
進展したが、継続する必要あり。	8	5.1 点以上 9.0 点	B	次年度に申し送り
不十分。今後努力を要する。	5	3.1 点以上 5.0 点	C	原因を究明し、次年度に申し送り
評価の該当なし。	0	3.0 点以下	D	要再検討若しくは活動項目から除外

※評価等の決定について、委員の2分の1から異議の申し出がある場合は再考すること。ただし、これらの申し出は、その委員会が終了するまでに行うこと。